



集団クレジット被害事件とその手口 その2

【「名義冒用」と「名義貸」の違い】

販売店が消費者の名義を使用する場合、名義を使われた消費者にクレジット会社と販売店との間の立替払契約についての認識があった（承認していた）場合を「名義貸」といい、その認識がなかった（承認していなかった）場合を「名義冒用」という。

「名義冒用」の場合は消費者に何ら責任はない。今回の事件でも、勝手に連帯保証人にされたケース、本人の筆跡に似せたり、勤務したこともない会社名を書かれたりしてAが勝手に申し込んでいたケースがあった。これらについては「名義冒用」であることを述べた内容証明郵便を送ることによって簡単に決着がついた。

一方、「名義貸」の場合、裁判所の判例の傾向としては、消費者にも一定割合の責任を認めるケースが多いようである。

【割賦販売法30条の4で支払いを拒否できる場合】

「名義貸」でクレジット契約を申し込んだもののクレジット会社の審査が通過せず、本人名義の銀行口座からの引き落とし契約を申し込んでしまったケースがあった。クレジット会社からも「証書貸付契約を結んでいるので支払ってもらわないとダメです」という電話があった。「救済される道はないのか」と弁護士に相談したところ、「割賦販売法30条の4という条文を活用できるケースではないでしょうか」というアドバイスをいただいた。

割賦販売法30条の4とは、商品の引渡しがない、商品に瑕疵（欠陥）がある、というような場合、これを理由として消費者はクレジット会社に対し支払いを拒むことができる（「抗弁の対抗」という）という規定である。この条文ができる前は、クレジット会社は、「売買契約と立替払契約は別個である」として、消費者に対しクレジット代金を請求していたが、消費者保護の観点から昭和59年の割賦販売法改正によって制定された。もちろん今後の支払いを拒めるといふもので、過去支払った分の取り戻すことはできない。その要件は次のとおり。

- ①割賦購入あっせん（クレジット契約）の方法によって指定商品を購入したこと
- ②指定商品・指定権利・指定役務を販売した販売業者に対して抗弁事由があること
- ③政令の定める金額（4万円）以上の支払総額であること（リボルビング方式の割賦購入あっせんの場合は3万8千円以上の支払総額であること）
- ④購入者にとって商行為とならないこと

【裁判所を利用した取立てと対抗法】

クレジットの支払いが滞ると、クレジット会社が裁判所を利用して支払督促手続きや訴訟などで取立てを行ってくるケースが少なくない。また、内容証明郵便で支払い拒否の旨をクレジット会社に伝えた

としても、消費者と販売店が結託しているとクレジット会社がみなして裁判上の手続きに出てくる可能性もある。

「支払督促」というのは、債権者（クレジット会社）が支払督促申立てを行い、裁判所は債務者（消費者）の言い分を聞いたり証拠調べをすることなく、債権者の申立書のみで、債務者に対して一定のお金を支払えという支払督促を行うもので、確定すると通常の裁判手続きによる判決と同じ意味をもつ。

私に相談にみえた方の中にも、裁判所から届いた訴状等の書類にどう対処していいかわからず、そのまま放置してしまい、気がついたら支払督促が確定してしまった、「債権差押命令」がおり銀行口座に残っていた預金30万円がそっくり差し押さえられてしまったという方たちがいた。裁判所の決定が下ってしまうとどうしようもない。そこで、こうした場合の最低限の対抗法を知っておく必要がある。

①支払督促に対しては、14日以内に支払督促を出した簡易裁判所に異議の申立てをすることができ、これをやらないと支払督促に仮執行宣言が付され（債権者が強制執行できる状態になる）、確定判決と同じ効力をもってしまう。

②訴訟を起こされた場合、まず訴状に書かれている内容が事実かどうかよく調査、検討した上で、指定された日時に必ず裁判所に出頭する必要がある

（もし都合が悪くて出頭できない場合は、その期日の前に答弁書を裁判所に提出する）。出頭せず、答弁書も提出しなければ、欠席裁判でクレジット会社の言い分どおりの判決が出てしまう。

手続きについては、弁護士（または司法書士）に相談して対応した方がいい。

【悪質商法の被害を防ぐために】

今回の事件の被害者は年金暮らしの高齢者が大半だった。もちろん主犯はAで、ある意味ではクレジット会社も被害者である。しかし、問題のあるクレジット会社もある。「夜9時過ぎにクレジット会社から電話がきて眠れない毎日です」と訴えてきた方はほんとに体調を崩してしまった。サラ金会社と合併したクレジット会社もあり、取り立て方がかつてのサラ金会社のような場合もある。

振込詐欺は高齢者を狙い、サラ金・闇金業者は多重債務者を狙う。こうした貧困層や弱者を狙い撃ちにして儲けの種にしようという悪質商法や安易な貧困ビジネスが広がっているように思う。ところが被害者は一体どこに相談したらいいのかわからないままにいる場合が圧倒的に多い。われわれ自身のリーガルサポート力をもっと強めなければならないと反省した事件であった。

（完）

メンタルヘルスを考える(Part 26)



社会保険労務士・産業カウンセラー 沖 利彦

(*K&Kニュース連載を引き継いだものです)

「防衛機制のいろいろ(前回の続き)」

<「防衛機制」のいろいろ(前回の続き)>

⑪ 投影

自分の持っている社会的に望ましくない感情を他人が持っていることにして、責任を転嫁する。被害妄想は投影が進化した形であると言える。

(例) 本当は自分がAさんを嫌っているのに、「Aさんが私を嫌っている」という言い方をする。

⑫ 反動形成

自分の弱点や、表面化すると評価を下げることになる欲求を他人に知られたくない上に、自分でも認めたくないため、正反対の態度や行動に走る。

(例) 劣等感のある人ほど威張る。心の中は不愉快に感じていても、お世辞を言って相手を喜ばせる。

⑬ 補償

劣等感から起こる精神的緊張を他の行動で補い、優越感を得て(少なくとも人並みであると思って)解消しようとする。

これが過剰になり、自分の弱点を矯正するために特別の努力をすることを「過補償」という。

(例) 虚弱体質に悩む人がスポーツに打ち込む。運動に苦手意識を持っている人が勉強に励んで弱点をカバーしようとする。

⑭ 道化

深刻な状況であっても笑って誤魔化したり、冗談で済ませようとする。

⑮ 従順

服従することによって、攻撃を予防しようとする。服従していることは本心ではないため、心の中に不愉快さが残る。

(例) 本当はいじめっ子グループを注意したいが、いじめに遭ってしまうので、いじめっ子グループに逆らわずに付き合っている。

⑯ 離人

認めたくない自分を自分から切り離し、他人

事のように感じる。

(例) とても苦しい自分の状況を、まるで他人事のように話す。

⑰ 儀式化

ありのままの自分を表現したくないので、慣習に従ったありきたりの言動をとる。

(例) 役所の「前向きに検討します」という答弁

⑱ 否認

事実を忘却すること。周囲からはとぼけているように見えるが、本人は「そんな事実はなかった」と思い込んでいる。「抑圧」が感情を忘却することに対して、「否認」は事実を忘却する。

⑲ 禁欲

欲望に振り回されるのが怖いので、欲望や快楽を断念する。断念したことから発生するストレスは「抑圧」により一旦忘却される。

⑳ 打ち消し

罪悪感から逃れるために、罪悪感を持つに至った行為と正反対の言行をとること。

(例) さんざん他人の悪口を言った後、「でも根はいい人なんだけどね。」と言う。

<「防衛機制」との付き合い方>

人は成長の過程において、ガッカリしながらも自分の思い通りにならない現実を受け容れていくものです。ガッカリした気持ちを受け容れる過程で、防衛機制を適切に機能させることができるようになって行くのです。

この過程が得られないと、大人になっても目の前の現実を受け容れることができなくなり、健全な人間関係の構築や社会適応が困難になります。

一方、防衛機制は無意識の内に機能するがゆえに、生育過程に影響される部分も少なくありません。その結果、ある機能が過剰になってしまい、場合によっては健全な人間関係の構築や社会適応に支障をきたすことがあります。

[次頁へ続く]